

I 死因不明社会との訣別に向けた現状と課題

8. 米国メリーランド州検視局における死後画像診断の現状

奥田 貴久 メリーランド大学医学部法病理学講座

死因究明には、従来から施行されている解剖に加えて死後画像診断の活用が有用であり、近年、世界中に普及している^{1)~5)}。米国においても死後画像診断の有用性が認識され、死後画像診断専用のCT装置を設置する、または設置を検討する検視局が増えてきた。筆者は2013年7月より、死体撮影専用CT装置を設置する米国メリーランド州検視局(Office of the Chief Medical Examiner, State of Maryland:OCME)に留学する機会を得たので、当施設における運用の現状と、米国における死後画像診断の将来展望を報告する。

メリーランド州における死後画像診断の実施状況

メリーランド州は、米国東部大西洋岸にあり、ワシントンD.C.に隣接している。人口は588.4万人、面積は3万2133km²で関東地方(3万2420km²)に匹敵する広さである。OCMEは、最大都市ボルティモアのメリーランド大学ボルティモアキャンパス内に位置する。州内で発生した異状死体は監察医(medical examiner: ME)が取り扱う。取り扱うべき死体については州法で規定されており、①他殺、②自殺、③事故、④診療歴のない突然死、⑤死因の種類が不明のもの、⑥妊婦などである⁶⁾。

OCMEでは、2011年に9839件の異状死体を検査した。内訳は、自然死6432件、事故死1684件、自殺563件、他殺431件、薬物中毒死511件、分類不能218件であった。解剖検査は3757件に施行された⁷⁾。

OCMEでは、2011年2月より死後画像診断を取り入れた。解剖室に隣接する撮影室に64列のマルチスライスCT(LightSpeed, GE社製)(図1)とX線撮影装置(Lodox社製)が設置され、画像データは16個ある解剖ユニットそれぞれに備えつけられた20インチモニタで、即座に閲覧可能である(図2)。死後CTの撮影に関しては、実施するか否かの明確な指針に基づいて運用されている(表1)。すなわち、①歩行者を含む交通事故、②鈍的外傷による殺人、③乳幼児、



図1 死体専用CT装置の前で

左から筆者、David Fowler先生、トマス野口先生。David Fowler先生は、OCMEの局長(Chief medical examiner)である。トマス野口先生は、元ロサンゼルス検視局長で、マリン・モンローやジョン・F・ケネディ大統領など数々の著名人の解剖を手掛けられ、彼をモデルに「ドクター刑事クインシー」が放送された。詳しくは、『ハリウッド検視ファイル：トマス野口の遺言』(新潮社、2013.) 参照。



図2 解剖ユニット内のモニタ